

セルフアンローダ船の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編及び B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

セルフアンローダ船の検査に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) Z11 では、検査強化プログラム (Enhanced Survey Programme : ESP) が適用される船種及び当該船舶の船級符号へ付記する記号について規定しており、本会も同規定を関連規則に取入れている。

IACS は、貨物区画に二重底、トップサイドタンク及びビルジホップタンクを有する一層甲板船で乾貨物のばら積運送を行うために建造又は改造された船舶であって、自動揚貨を行う設備を有するもの (セルフアンローダ船) の検査について検討し、当該船舶を ESP の適用対象として追加するよう UR Z11 の改正を行い、2015 年 9 月に UR Z11(Rev.5)として採択した。

なお、UR Z11(Rev.5)においては、セルフアンローダ船の検査要件として、単船側構造ばら積貨物船の検査要件について定めた UR Z10.2 及び二重船側構造ばら積貨物船の検査要件について定めた UR Z10.5 に準じ、検査対象となる船舶の構造に応じた要件を適用することとしている。

このため、IACS UR Z11(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) セルフアンローダ船の定義を規定した。
- (2) セルフアンローダ船の船級符号へ付記する記号を規定した。
- (3) セルフアンローダ船に対し、IACS UR Z10.2 及び Z10.5 に基づくばら積貨物船に対する要件を適用するよう規定した。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.2.4, 1.2.7
鋼船規則 B 編 1.1.11, 1.3.1, 11.1.2
鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.11, B1.3.1, 図 B1.3.1-6.